

## 第209回一関市教育委員会定例会 会議録

### 1 開催日時

開会 令和2年7月22日（水）午後1時30分

閉会 令和2年7月22日（水）午後3時40分

### 2 会議の場所

一関市役所議会第1委員会室

### 3 出席者

教育長 小菅正晴

委員 千葉和夫

委員 佐藤一伯

委員 伊藤一志

委員 桂島加奈子

### 4 会議に出席した関係者及び職員

教育部長	菅原春彦
一関図書館長	黒川俊之
教育部次長兼教育総務課長	及川和也
教育部次長兼学校教育課長	瀧野澤 徹
教育部次長兼文化財課長兼骨寺荘園室長	千葉 浩
一関市博物館次長	佐藤光俊
いきがづくり課長	伊東吉光
教育総務課長補佐兼庶務係長	千葉由紀（記録）

### 5 議 事

議案第12号 教科用図書採択に関し議決を求めることについて

議案第13号 一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告について

議案第14号 一関市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則の制定について

議案第15号 一関市学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第16号 一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定について

## 6 報告

- (1) 自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について
- (2) 第76回一関市議会定例会（一般質問）の状況について
- (3) 行事報告及び8月行事予定について

## 7 その他

- (1) 令和2年度学校教育行政の重点について（特別支援教育）
- (2) その他

## 8 会議の議事

○教育長 ただいまから第209回教育委員会定例会を開会いたします。

委員は全員出席です。議事に入る前に会議の非公開について発議いたします。

教育委員会の会議規則によりますと、会議は公開が原則であります。人事に関する事件あるいは案件その他の案件について、委員の発議で3分の2以上の多数の議決の場合に公開しないことができますが、今日の議事日程第1、議案第12号につきましては教科用図書の採択に関する議決を求めることについてですので、率直な意見交換や意思決定の中立性を確保する理由から公開しないことを提案します。

それでは、そのことについて採決をとりたいと思います。公開しないことに対する発議について賛否をとります。賛同の方は挙手願います。

ありがとうございます。それでは賛成全員で提案のとおり公開しないことと決めます。

### 議案第12号 教科用図書の採択に関し議決を求めることについて

（非公開）

### 議案第13号 一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告について

○教育長 それでは、非公開を解きまして事後公開といたします。

○教育長 議事日程第2、議案第13号、一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告につきまして事務局より提案願います。

○教育部長 地方行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づきまして、令和元年度の一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告書を作成し、議会に提出するとともに

に、公表するために教育委員会の議決を求めるものであります。

報告書につきましては、委員の皆様全員に送付させていただいております。説明は項目を絞った形でそれぞれの担当から説明をさせていただきます。

(各担当からの説明)

**○教育長** それでは点検評価報告書について、あらかじめ送付させていただきましたので短時間での説明でかなりかいつまんでの説明になりました。

皆さん方から質問意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

**○千葉委員** 2点ほどお願いします。9ページNo.10、学校ICT活用事業というところで、事業で活用できる教員の実績が29年、30年、令和元年とどんどん下がっていきっていると、これはなぜ下がっていったのかということが一つと、それから、これが教育委員会の取り組みに若干欠けるところがあって下がったとしたならば、この自己評価はCになる可能性もあるんじゃないかなというのがまず第1点です。

第2点、15ページNo.20、学校安全体制整備推進事業のところで、スクールガードリーダーの欠員が生じており人員確保が難しいという評価がありました。その活動時間ですが、29年、30年、令和元年と比べてどんどんどんどん下がっていきっていると、これを評価Bとしていいのかどうか、何かこう全てがB以上の自己評価ということになると、どうも教育委員会、手前みそで自分の自己評価に甘いんじゃないかっていうような見方をされるのも、ちょっとしゃくだなど、Cが一つくらいあってもおかしくないんじゃないかなということで、これなどはCに該当するんじゃないかなという感じがしますが、如何でしょうか。

**○学校教育課長** No.10のICTを活用事業についてまずはお話し申し上げます。

ご指摘の通り、授業で活用できる教員のパーセンテージが下がってきております。具体的な理由については、正直申し上げて掴めていないところでありますけれども、教員の交流もありまして、他地区から出入りしていることが状況に反映されているというふうに思います。

また、事業で活用するニーズというのが高まっておりまして、そういった部分で、本人の申し出というところでの調査でありますので、活用できていないという思いが多くなっているのかなというふうに思います。一方で授業でのICT活用率については向上していると、こちらは読みとれますので、こういったところで事業の成果をCではなくてBというふうなことで考えました。

またいろんな機器が増えてきておりますので、そういった部分に対応できているのかかっていうのは常に研修を続けていかなくちゃいけない実態もありますので、このような評価とさせていただきます。

続きまして15ページの学校安全体制整備推進事業でございますが、スクールガードリ

ーダーの活動時間が少なくなってきたというご指摘で、そのとおりでございます。これは先ほど申し上げまして、スクールガードリーダーの欠員が生じておりまして、ご病気等で30年度欠けたり、そして昨年度は1人欠けていたのが2人欠ける状況になり、更に活動時間が減ったということでございます。ただ、その内容にしましては警察との情報交換もしまして、各学校を繋ぐ役割もしておりましたので、Cにはならないのではないかなと判断したところでございます。

**○教育長** ただ意見としてCが一つもないので、その部分の意見もありましたが、これらについては、提案としてはこれで出させていただきますが、結構全体及びそういう評価が必要な部分については、それぞれ事務局の中で検討してCとするというふうな、私もあってもいいなとは思いますが、確かにBの中でも様々なレベルもあってですね、ただ見る方は確かにそう見られるなとは思いましたので、ある意味では辛い評価もそれぞれあってもいいのかなと思います。もう1回その辺については再度検討させていただきます。

**○伊藤委員** 18ページの家庭教育支援事業なんですけども、学校課題の多くは深刻なものを抱えている校長先生たちがたくさんいらっしゃるんですけども、いじめとか不登校とやっぱり児童生徒の個々の問題だと思うんですね。

この内面を見ると、やっぱりその自己肯定感や自己有用感が持たなくて自立できてないということがあります。それらの多くは家庭教育に起因しているというふうなことだと思うんですね。裏を返せば親が本気で子育てに向き合っていないのではないかと、そういうふうな状況でこの自己評価のBというのは果たしてどうかなっていうふうなことが1点。

それからもう1点の質問はですね、意見になるかもしれませんが事務の執行体制で学校教育課の方で26ページの働き方改革なんですけども、私の時もそうだったんですが、月45時間以上の残業者の人数が77人というふうなことで、全体の1割ですね、それから月60時間以上の残業者が35人で5%ですね、それから月80時間以上の残業者が8人で1%というふうなことで、数的には昨年度よりも良くなっているんですけども例えば、健康面を考えて本市でも亡くなられた先生もいらっしゃる、それから長期入院されている先生もいらっしゃるっていうふうなことを鑑みるとですね、やっぱり働き方改革でこのような手だてをとってもなおかつ健康面で、教職員への影響っていうのはあるような感じがするんですね、その辺はどうなんでしょうか。仮に私とすれば残業時間を、働き方改革ですからきちっと教職員を守らせるような形でお願いしたいと思います。

**○いきがづくり課長** 家庭教育支援事業の件ですが、こちらにつきましては、各地域の市民センターを中心にそれぞれ家庭教育に関する講演ですとか講座、又は体験を伴う講座というようなものを行ったものでございます。

確かに家庭教育という部分では、いろいろなジャンルと言いますかカテゴリーがある

と思いますが、実施してきたものを見ますと、例えば「父親の出番」というようなテーマで父親を対象にしたものでありますとか、あとは教育振興運動とも連携をしておりますけれども、情報モラルの教室、講演ですとか、それから子育てに関する講演会といったようなものも行ってきたところでございます。この家庭教育の中で評価の中に企業と高校への出前講座を実施したということで昨年度行いましたが、こちらはどれもワークライフバランスでありますとか、男女共同参画に関するものでございまして、高校は一関学院と大東高校の2校で実施をさせていただいたところでございます。いずれ内容が多岐にわたるものですから、もう少し深掘りする部分があってもいいのかなと思いますが、一応自己評価はBとさせていただいたところでございます。

**○学校教育課長** 健康面への影響があるのではないかというご指摘でございますが、ご指摘のとおり、残業と言っていますけれども、その残業等の時間でメンタル面に影響を与えているというのは、全国的にも指摘されているところでございますので、少なからず関係性はあるものと考えております。こちらとしましても、こういうふうにはっきりさせることで時間を意識した働き方を模索していただきたいという思いもありますので、そういうふうと考えていきたいと思っております。

**○桂島委員** 26ページの働き方改革のところで、残業時間が減ったっていうデータとともに残業時間が減るということは家に持ち帰る仕事ももしかしたら増えているっていう可能性もあると思うので、女性だと家に帰るとかえってお子さんのことだったり家庭のことがあって、仕事がうまくできないという状況もあるかもしれないので、ぜひ学校の残業時間とともに家庭の持ち帰りの仕事がどのくらい増えたかどうかっていうのも、アンケートなり情報をとっていただいて、やっぱり働く時間が長くなればなるほど鬱になるっていうのが学校に限らずどこの企業でも、うちの主人も産業医をやっていますけど、その比例してなりますので、ぜひその持ち帰りっていう点も把握していただきたいなと思っております。

あともう一つですが、14ページのNo. 18-2にことばの力を育てるっていうところでも、美しい言葉に触れさせるっていうことで小学校で言海を使ったりして言葉の方に力を入れているんですけど、私がちょっと感じたのは小学校のときは、児童の名前を先生とかも「何とかさん」というふうに呼ぶんですけど、中学校に行くとき急に呼び捨てになったりとか、あとは友達同士あだ名で呼んで、担任の先生もあだ名で読んでいたりするっていうのも結構耳にするので、小学校だけじゃなくてやっぱり中学校に行っても言葉っていうところでは共有した方がいいんじゃないかなっていうのをちょっと感じる時があります。なので先生方も言葉遣いは見本だと思うので、聞いていると「おまえ」って言ったりする事もあるので、その代り生徒とも仲がいいということもあり、あまりきつくするとギスギスしてしまうところもあると思うので失礼のないぐらいのところでも生徒さんも先生も意識

してもらえればいいのかなど感じます。

○**学校教育課長** 持ち帰りの時間等については検討させていただきたいと思います。

一方、教員の中には持ち帰って、仕事と意識しているかどうか分からないけれども、少しでもいい授業をつくるために準備をしたりすると、そしてその意識しない時間の中で準備したものがすごく子供たちが変わる授業になった。それは残業しているというふうには感じずに、それがまた喜びになったり、次の授業を作る意欲になったりするっていう部分もあるので、ここら辺を見ながら家庭での持ち帰り等も今後検討していきたいなというふうに思っております。

もう一つ、その「さん付け」につきましては本当にご指摘のとおりで、昨年度の校長会議の中で私の方から教員の言葉遣いは非常に大事なので、そこから言語環境も生まれてくるのではないかという話をさせていただきました。特にも言霊という言葉が日本にありますので、そういった意味も含めて言葉遣いについては今後も話をしていきたいと考えております。

○**教育長** ちなみに今の話で、中学校で呼び捨て、「さん付け」じゃない形については特に把握したことはないと思うんですが、学校教育課長の印象だと結構ありますか。

○**学校教育課長** あると思います。

○**教育長** 子どもたちがそれによって圧迫感を感じたり、非常に不快な思いをするっていう部分は避けなくちゃいけないので、そういう部分を十分配慮しながらということになりますかね。

その他ありますでしょうか。

それでは以上で点検評価の部分につきまして、こういう形で報告してよろしいかということですが、先ほど評価の部分でありましたところは、もう一度事務局の方で検討しまして、ただ、そのままで提案させてもらうかもしれませんがお任せ願いたいと、もう一度事務局で検討して議会に報告するという形にしたいと思います。

ではこういう形で報告ということによろしいかどうか採決をとりたいと思います。

事務事業の点検評価報告書につきまして承認なされる方は挙手願います。

満場一致でこの点検評価報告書については承認されました。

<b>議案第14号 一関市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則の制定について</b>
---

○**教育長** それでは次に議事日程第3、議案第14号、一関市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等に関する規則の制定につきまして、事務局から提案願います。

○**教育部長** 議案第14号、一関市立学校の教育職員の業務量の適切な管理のための措置等

に関する規則の制定についてであります。

(説明)

○**教育長** 今回新しい規則と、これは県でも新しい規則を作ったと、基になってるのは国の労働基準法が改正になったと、そういう流れの中で新しくできた規則だということであります。

何かご質問等ありましたらよろしく申し上げます。

先ほどの働き方改革に大きく関わる、そういう内容でありますの。

第3条の2は繁忙期とか、あと特別な縛りもかけるっていうそういうニュアンスにとらえていいですか。

○**教育部長** 繁忙期というよりも突発的な、予見しないような場合を想定しているものであります。ただ、実際の運用上は今教育長が話したように繁忙期も含めた形で、この規則の中では許されるのかなど、運用の中ではそういう解釈です。

○**教育長** つまり第3条の1項では1年について360時間と決まってるんですが、実はその次の第2項の(2)では1年で720と出ています。ですから特殊な場合にこれは許されますよっていう、そういう解釈でよろしいですね。

○**教育部長** はい。

○**教育長** そもそもこの在校等時間という名称を新たに打ち出したのは教育関係だけなんです。労働基準法の中にはこういうのはありません。一般企業の中でもありませんので、結局、元々は教育職員の場合には基本的に特殊な場合が命じてだめだっという規定が、法律があるものですから、本来はゼロなはずなんです残業が、でも現実的にはそんな状態のところは全国探しても何処にもありませんので、現実的にやっていたと、ただそれは命じていないのにやってるのはどう考えたらいいんだっという事で、そこに縛りをつけるために在校等時間というのはあえて文部科学省の方で作り出した言葉です。じゃないとなかなか先生がたの歯止めが効かないっていう、いろいろな弊害が出てきたということから、苦肉の策ではないでしょうけどもそういう中から出てきた部分だということなんです。

まさに働き方改革の一環です。よろしいでしょうか。

それでは次も関係ありますので、まず、第14号につきまして採決をとりたいと思えます。第14号の規則につきまして、新たな設備であります承認なざる方挙手願います。

第14号の規則については承認されました。

#### 議案第15号 一関市学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定について

○**教育長** 次に議案第15号、一関市学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定につきまして、事務局より提案願います。

○**教育部長** 議案第15号、一関市学校職員の服務規程の一部を改正する訓令の制定につきましてご説明します。

(説明)

○**教育長** 先ほどの関連を服務規定の中に入れたということであります。

何かご質問ありますか。

○**桂島委員** 日曜日をすっかりスポ少なり部活動を休みにして先生たちの休みを確保するっていうふうに始めて、日曜日をしっかりと確保するっていうことでどの位この在校時間が減ったのかっていうデータはありますか、かなり減ったかなと思うんですけど、今まで実際日曜日に出ている部分というのは時間外として認められていたんですか、給与的な面ということなんんですけども、ちゃんと時間外手当として申請できるものではあったのですか。

○**学校教育課長** クラブに出た時間については若干のお金は出ておりましたけれどもね。

○**教育長** 特殊勤務手当を出してはまして、半日の場合にはちょっと額がはっきりしませんが3,200円だったと思いますが、そういう額でやっておりました。

○**桂島委員** 先生方の内容からすれば決して十分なものではないですね、半日拘束されて3,000幾らとかっていうなると、大分先生方も今まで頑張ってもらったのかなと思うんですけど、知り合いの先生に聞いたらやっぱり日曜日しっかりと決めていただいて正直助かったんですという先生がいらしたので、先ほども言いましたけども歯止めがきかないということもあったのでこれでちゃんと決めてあげるのが先生方は頑張ってもらってるなと感じますので、これを決めるのは先生を守るっていう点で大事だと思います。

○**教育長** 実際に日曜日やっていないという部分で、中にはやっているところもあるというふうに耳にするのでありますが、基本的には校長たちの横の連携でですね、抜け駆けはさせないというように、もちろん日曜日に大会がある日は逆にしますが、土曜日に逆転させますので、それはできるんですが、いずれ1週間に平均して1日は土日のどちらかを必ず休むってというのはほぼ守られているという状況であります。それに伴ってトータルの時間もかなり少なくなっているのは事実でありますので、そういうところは入れるんじゃないかなと思いますね。ただ、教育の中身で、部活だけじゃないんですが、他のことも時間を制限することによって、やれなくなるっていう実態もありますからここが非常に難しいと、今までやってきたことをやらないのかという、その部分の中で学校は結構悩むところですよ。

ご質問よろしいでしょうか。

それでは、服務規程の部分につきましては先ほどの関連でそれを盛り込んだということですので、これについても採決をとりたいと思います。



議案第15号、服務規程の一部の改正につきまして、承認なされる方は挙手願います。  
ありがとうございます。それでは、第15号は承認されました。

○教育長 それでは休憩します。

午後2時52分 休憩

午後3時00分 再開

#### 議案第16号 一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定について

○教育長 議案第16号、一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定について、事務局より提案願います。

○教育部長 議案第16の一関市個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の制定についてご説明します。

(説明)

○教育長 今回の訓練の改正につきましては名称の変更に伴うものだけということでありますので特別な事情があったという部分ではないようであります。

何かご質問ありますか、よろしいですか。

それでは採決をとりたいと思います。議案第16号の個人情報保護管理規程の一部を改正する訓令の改正につきまして承認なされる方は挙手願います。

ありがとうございます。それでは議案第16号は承認されました。

#### 協議第7号 財産の取得について（移動図書館車）

○教育長 議事日程第6、協議第7号財産の取得について、移動図書館車についてであります事務局より提案願います。

○一関図書館長 私から協議第7号についての説明をさせていただきます。

(説明)

○教育長 これにつきましてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○教育長 私の方から、ちなみにこの図書館車、BM車と呼ばれているんですね、今度新しくなるBM車ですがどういうところに行って本を貸し出しているのですか。大まかなところでいいです。

○一関図書館長 現在の一関図書館に配備しております移動図書館車につきましては、市内にサービスポイント、いわゆる車をとめて配本等を行う所を46カ所設けてございます。これを11のコースで46カ所ということで、これらを運行しているということでございませ

て、基本的には月に1回、1コース1回、毎月1回ずつというような運行を現在しているところでございます。

○**教育長** 46カ所はなかなか図書館から距離があるところで、例えば学校とかあるいは老人ホームとか、そういうところに行っているのかどうか紹介していただきます。

○**一関図書館長** 一関図書館の移動図書館車を例にとりますと、市内では、例えば滝沢小学校、弥栄小学校、舞川小学校のような比較的中心部から離れたところの学校、或は老人介護施設福祉施設等もでございます。それから市民センター等において地区の皆さんへ配本等或は図書を選んでいただくためのサービスポイントとしてそちらの方にも伺っているというような所、これらが全部で46カ所ということでございます。

皆さんからその他ありますか。

それではこれについて市長に購入の申し入れをすることにつきまして、採決をとりたいと思います。

移動図書館車の購入の申し入れについて、可とする方は挙手願います。

ありがとうございます。満場一致で可決されました。

それでは、議事は以上といたします。

#### 報告(1) 自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

○**教育長** 3番の報告に入ります。

(1) 自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告につきまして、事務局より報告願います。

○**一関図書館長** それでは私から自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告につきましてご説明します。

(説明)

○**教育長** 何かご質問ありませんか。

私の方からですが、教育委員会の図書館に係る部分ですから専決処分の報告をさせていただきますしていただきましたけども、そうするとこれに類するいわゆる市の方の賠償が生じた部分については、毎回議会で報告されているわけですね。

○**教育部長** 損害賠償につきましては、本来、議会の議決事項というふうな形になっておりますが、一定価格以下の部分については市長に委任されて、市長が専決処分できることとなっております。今回の額につきましても専決処分の額以下でありますので、市長において専決処分をして、その後に議会で報告するというふうな手続となっております。

○**教育長** ちなみに額というのは、直接議会の承認を必要とする額は。

○**教育部長** 賠償賠償の場合は50万円以上です。

その他よろしいでしょうか。

それではこれは報告ですので、次の議会で報告されることとなります。

### 報告(2) 第76回一関市議会定例会（一般質問）の状況について

○教育長 では次に報告の（2）第76回一関市議会定例会一般質問の状況につきまして報告願います。

○教育部長 資料ナンバー2をご覧ください。

（説明）

○教育長 それでは以上で市議会の定例会の一般質問条件についての報告を終了いたします。

### 報告(3) 行事報告及び8月行事予定について

○教育長 （3）行事報告及び8月行事予定についてです。

それでは行事につきまして報告いたします。

前は6月24日の教育委員会の定例会でしたので、それ以降のことについてお話しいたします。

まず6月25日ではありますが、市長副市长協議、学校休業の取り扱いということを協議させていただきました。それに基づいて最初から渡してあるものですがちょっとご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策の対応方針についてお願いとお知らせということで、保護者宛に渡したものであります。7月9日に教学号外で出したものであります。前に教育委員会議の中では感染症が入ってきた場合の対応につきましてお示しましたけど、それとちょっと変わった形ですので報告させていただきます。2番の学校について当面の対応方針というところではありますが、1番の県外で感染者が発生して現在と同じ状況の場合はもちろん授業日です。2番、県内で感染者が発生した場合はこれも前と同じ授業日を基本とします。3番ですが、一関市内平泉町内で感染者が発生した場合、児童生徒教職員以外の場合であります。これを前はですね、発生したらば44校、2週間の休業にするということで前にお話しさせていただきましたが、その後全国的な状況を見ましても、そういった対応はしていないところがほとんどでありまして、東京都も該当の学校のみ限定するところ多いのでその部分を勘案しまして、市内全部となると市長（設置者）の判断になりますから市長と協議をさせていただきました。そして基本的には授業日ということにさせていただいています。4番、もし児童生徒教職員が感染者だった場合には、その学校については臨時休業いたします。ただ後は市内一斉とするかどうかは全体の状況見ながら判断する

ということにさせていただきたいということでもあります。

そのことを市長と協議いたしまして、こちらのほうでも検討いたしまして保護者にこれを渡したところであります。ですから、今後は仮に一関市内で発生しても、即全部の学校休業ということではなくて状況を見ながら判断していくということに変えたところであります。

次ですが第14週、30日ですが記者会見ということで書かせていただきました。これについてはちょっと説明が必要だと思っていて、これは当初予定していた記者会見ではありません。私の方であえて設定させていただきました。どうしてかって言うのですね。実は一関、県内で他に奥州とか洋野町、九戸村の方で、4月に転入してきた生徒について、当初実は一関の場に100人以上感染者が発生している都道府県から来た者は2週間休業を要請していたんです。そして全国に非常事態宣言が発令された後は基本的に県外から来る児童生徒については2週間の自宅待機を求めました。それについてですね6月25日当たりですが、毎日新聞がこれおかしいんじゃないかということで取り上げました。それに連動していろんな新聞社が文部科学省がそれを不適切としたという、そういう記事を出しました。この不適切だという記事は文科省で確かに文科大臣が後日言っている部分なんです、そういう記事が載りました。マスコミが先行してしまいましたがこのままだとうちの方の市もまずいことをやったと思われて終わってしまう気配が非常に濃厚でありましたので、いやそうではないということですね、あえて記者会見で話をさせていただきました。資料を使って詳しく説明させていただきました。転入児童生徒への対応は確かに4月1日から感染が多い地域からの転入者に対しては自宅待機を要請して、10人対象者がおりました。4月17日の全国緊急事態宣言後は2人です。その後6月23日からは、これ基本的に県とのやりとりもあったりしてですね、転入者について一律に、この時にはもう緊急事態宣言が解除されておりましたので、一律のものはやらなくなりましたが、実際に転入者はゼロでありました。こういう対応だったということでもあります。自宅待機要請の理由はとにかく学校の感染防止を徹底したかったということでもありますし、本人が心配なくて周りもそれをわかったっていうお互いに不安のない状況で登校していただきたかったということが理由であります。4月当初の対応方針の作成の際に考えた場合には、警戒感が非常に高まる中で確実な方法はその方法だったと。

学習権の保障上問題があると文科省は言っていましたけども、学習権の保障だけではなくてですね、転入生のスムーズな学校への適応とか、それからとにかく命を守ることとかその辺のバランスをとりながら判断せざるを得なかったのだということをお話しました。文部科学省は3月下旬からガイドラインをいっぱい出しているんですが、この転入生についてのガイドラインは一言もない。そして、収まってきた6月頃になって不適切だったと

言われてもこちらはそれはないでしょうっていうのが本心です。現在は緊急事態宣言もなくなりましたので、4番のような対応をしていますということを説明させていただきました。なおこのペーパーについて県の教育委員会にも提出し、それを文部科学省に届けてくださいということで話をしましたし、私の方で文部科学省に直接電話をして、一関市教育委員会はこういうことでやったのだと、逆に質問があるのですがということで何項目か質問をさせていただきました。ぜひ文部科学省ではこういうことに対する混乱が起きないようにちゃんと方針を出してくださいということを直接要求しました。でもその後は何も変化はありませんけれども、そういう状況でありましたのであえて記者発表したということで、やっぱりマスコミも非常に興味を持ってですね、市でそういう説明をしたということを書きました。世論が様々な部分がありまして、実は読売新聞で昨日、両論を併記でどっちの言い分もあるっていうふうな大きな記事にして出したところでもあります。ですからこれについては、それぞれの言い分があるっていう部分は確かにそのとおりで、文科省内は文科省なりの言い分があったと思いますけども、いずれうちの考えはこうですよってことを出させていただきましたので、新聞報道だけを見ると何となくどうなってんだっていう感じになったと思います。こういう背景があったということを委員さん方にわかっていただきたいというふうに思って話したところでもあります。

それでは行事報告に戻ります。

第14週の6月2日、図書館協議会がありました。今年度初めての図書館協議会でありまして、16名の委員さん方が年2回ないし3回ぐらい図書館運営について意見をもらう機会で大変な機会ではありますが、今回は会長も選任されまして、継続で那須照市さんが選ばれたところでもあります。今年度の事業計画、昨年度の事業報告等を行いまして、いろいろご意見をいただきました。

同じ日、大東地域のPTA連合会の理事会がありましたのでこの時間をちょっと借りて、大東地域の中学校統合について説明をさせていただいたところでもあります。

第15週7日、市の校長会議がありました。今年度2回目の校長会議でありました。私の方からはスマホとかゲームの対応について話をさせていただきましたし、あとは働き方改革とか100マス計算等についてお話をさせていただきました。皆さん方にカラーの今8ルールという資料があるかと思います。これは去年の12月から今年の4月にそれぞれ学校毎のPTAの会長が話せるように準備をしていたのですが、3月になってコロナ感染症の関係でとてもやっている状況じゃなくなりました。一旦押さえておいて、この7月に改めて学校を通じてこれを保護者に渡したところです。今8っていうルールを強調したのは、スマホとかゲーム機等をとにかく居間に8時になったら置きましようという意味で、今8ルールという造語をつくりまして、こういう形でずっと使い放題でやっている、いろいろ

な弊害が出てくるということをお話させていただきました。今後こういうことについてはPTAの方にもぜひ協力もらっていきたいなと思っています。なおこれは地方の校長会それからPTA連合会、教育委員会等連名でこれを作ったところでもあります。

戻ります。同じ7日ではありますが社会教育委員会議、これは20名の社会教育委員でしたが、今回新たに委嘱しましたので、その方々の初めての会合でありました。議長としては千葉喜代一さんになったところでもあります。初めての会議でしたので社会教育委員の仕事の内容とか社会教育行政の方針等についてお話をさせていただきました。

8日、総合教育会議大変ありがとうございました。オンライン会議でありましたが、大変評判はよかったところ、なかなか焦点化できずですいませんでした。ただ聞いている方々は非常に参考になったという話を伺っております。

同じ8日、教育委員会事務事業の点検評価に係る外部評価会議行いました。先ほど皆さん方に提示させていただきましたが、実はあれは外部の方々8名にも意見を聞いた中身であります。

9日、10日と教育長の管外視察ということで久慈方面に行ってきました。大体3年で県内を回って、こちら出身の方々の様子を伺いながら県北の教育事情も視察してきたところでもあります。

7月13日に奨学生の選考委員会、例年は2回までしかやらないんですが、今回はコロナの影響もありまして3次募集まで行いました。今回は大学生3人がこれに応募したところでありましたので、この結果については市長に報告したところでもあります。

16日、文化財調査委員会がありました。新たな指定文化財を指定したいということで、芦東山関係とそれから無形民俗文化財関係合計7件についてこの文化財調査委員会の中で私の方で諮問をし、答申を受けました。このことについては次の教育委員会議に提案されると思います。

17日、岩手サファリパーク招待券の寄附を受けました。これは藤沢町のフジテック岩手というところの会長さんがこちらにお見えになりまして、市内の小学生全員と特別支援学校の児童5,139人分の無料招待券、実は1枚当たり入場券として1,900円かかるんですが、それを無料にするという招待券をいただきましたので、各学校に配布したところでもあります。

第17週7月20日、学校医の佐藤誠之さんの葬儀がありました。この方は花泉の病院の院長先生であります。学校医関係も長年勤めていただきまして、花泉町内の小中学校の面倒を見ていただいている先生であります。7月14日に逝去されました。体調がちょっとおもしろくなくいたんですが、直前まで診察に当たられていたということで、86歳になられた元気な先生でありましたが残念ながらお亡くなりましたので、私も参列させていただきました。

ました。

21日、大東地域中学校再編に係る懇談会興田中学校のPTA対象ですが、昨日行ってきました。PTAを先に説明する予定でありまして、その皮切りに先ほど言った理事会、次に興田中学校学区。それから次は大原、そして大東中学校学区のPTAまでまず説明して、予定では9月位には住民の方々に話をする予定であります。その皮切りの会合でありました。

以上で事業報告については終わりにします。

何かご質問あればよろしくお願ひします。

それでは行事予定につきまして事務局からお願ひします。

○教育総務課長（説明）

○教育長 その他漁場点につきましてのかご質問ありますか。  
よろしいでしょうか。

それでは、行事予定につきましては以上としたいと思ひます。

#### その他(1) 令和2年度学校教育行政の重点について（特別支援教育）

○教育長 4番のその他に入ります。

（1）令和2年で学校教育の重点につきまして特別支援教育につきまして、かいつまんでよろしくお願ひいたします。

○学校教育課長（説明）

○教育長 今年度の重点8項目ほどありますが4つめの紹介でありました。

皆さん方から特に質問あればですね。

よろしくお願ひします。

よろしいですか。それでは長時間になりましたが、以上で第209回一関市教育委員会定例会を終了します。ありがとうございました